

明治期における倫理の葛藤(三)

——所謂「哲学館事件」をめぐる——

一

明治政府の最大の課題は主権国家としての独立であり、そのために不可欠であったのは、藩民・藩民意識を解体して国民・国民意識に改変することであった。当時の国際環境の中で、独立を維持する唯一の方策は国民皆兵に依る天皇帝軍隊の創設であり、徴兵に応ずる国民を形成することにある。統一性を有する国民を形成して初めて、天皇帝軍隊は成立する。その意味での教育の重視は「学制」の布達(明治五年)であり、「必ず邑に不学の戸なく家に不学の人なからしめん」ことを期した。しかしその基本は「凡人の営むところの事学あらざるはなし人能く其才のあるところに応じ^{およそ}勉励して之に従事ししかして後初て生を治め産を興し業を昌にするを得べしされば学問は身を立るの財本ともいふべきもの」ということにある。「学制」に見られる教育観は、教育の目標を自立する社会人の形成に置くもので、社会・国家についての言及はなく実学的、個人主義的といえる。この「学制」の精神を更に地方分権的、自由主義的に進めるのが「教育令」

明治期における倫理の葛藤(三)

針 生 清 人

(明治十二年)であった。

このような西欧の影響を受けた、知育中心の教育に対して、明治天皇は元田永孚の起草した文書を「教学聖旨」として公布した。その主文である「教学大旨」は、「一時西洋ノ所長ヲ取り日新ノ効ヲ奏スト雖トモ其流弊仁義忠孝ヲ後ニシ徒ニ洋風是競フニ於テハ将来ノ恐ルル所終ニ君臣父子ノ大義ヲ知ラサルニ至ランモ測ル可カラス」というように、「先知後徳」の危機感に満ちたものである。そして「自今以往祖宗ノ訓典ニ基キ専ラ仁義忠孝ヲ明ラカニシ道徳ノ学ハ孔子ヲ主ト」することを示めたのである。

この「教学聖旨」は明治政府の掲げる文明開化(近代化)を否定する政治文書だといえる。とすれば、知育を先にし近代化を推進しようとする政府と徳を先にし近代化に批判的な天皇・宮廷との間に対立があったと云わざるを得ない。それを具体的に示めすが、伊藤博文内務卿による「教育議」(井上毅内務大書記官執筆)であり、それに反論する元田永孚の「教育議附議」の応酬である。それは教育政策をめぐる対立であり、自主愛国と忠君愛国との対立であったといえる。

一

以上のことは、日常生活のうちにある庶民をして「国民」に形成する拠点としての学校教育をめぐる問題であった。これに対して、国家独立の根幹をなす軍人の倫理の問題がある。

山田顕義の「建白書」は各国徴兵の制を報告すると共に、「人民一般ノ知識敵兵ニ超越スルヲ以テ最要トス」、「強兵ノ基ハ採銃運動スルニアラス、国民一般都鄙ノ別ナク郷校ノ教育ヲ充分ニシ普ク人民ノ知識ヲシテ甲乙ナカラシムルニ在リ」、「陸軍士官ノ良否偏ニ文部省諸校設置ノ法方教則ノ善悪ニ関ス」等々の文言が示めすように、教育を重視している。しかしその教育とは所謂「普通学」である。この普通学を学ぶことを通して、「此士ニ生スル者ハ相共ニ此国権ヲ保護シ而テ又各自所有ノ権ヲ固守シ決シテ他人ヲシテ侵奪セシムヘカラサルノ理」を持つことが期待されるのみである。これは、個人主義的な「自主愛国」であつて、「忠国愛国」ではない。

また、明治の軍制を正式に制定する「軍制綱領」(陸軍省、明治八年十二月)は、兵備は「以テ全国ヲ鎮シ、本末軽重ノ形勢ヲ取り、国土人民ノ安寧ヲ保護スルニ在」る、と述べているが、「陸軍武官ノ階級」(第一編第一)には、後に見られる「大元帥(陛下)」の称号はない。ただ、「緒言」に「皇国古ヨリ列聖相承ケ兵威ヲ以テ封疆ヲ拓開セリ」と述べているのは、後の「軍人勅諭」前文に先駆している。しかし、ここには軍隊編成の核心ともいふべきことについては全く言及がない。

明治十年の西南戦争は明治政府にとって最大の危機であつた。戦後、論功行賞及び減俸を不満とした近衛砲兵は反乱を起し、宮城を砲撃した(明治十一年八月)。これらのごとによつて、陸軍卿山県有朋は「陸軍法制規則ハ漸ク緒ニ就キタレト雖トモ、唯是外形ニ関ワル事ノミニシテ、内部ノ

精神ニ至リテハ發達猶未タシキ事許多ナリ」として、軍人道德を強化しようとして、各中隊に印刷配布したのが「軍人訓誡」である。⁽²⁾それは軍人精神の維持を急務とし、その振作を奨励することを目的としたものである。

軍人精神を維持するのは「忠実、勇敢、服従」の三大行であり、忠実とは「我カ大元帥タル皇上ニ対シ奉リ国家ニ報スル所」であると述べて、「忠国愛国」の倫理を根幹に置いたのである。この軍人精神を維持し徳義を成立させるのは、「古来ヨリ武士ノ忠勇ヲ主トスル」ものである。旧幕府の武士は「三民ノ上位シ、忠勇ヲ宗トシ君上に奉仕シ、名譽廉恥ヲ主トスル」者であつた。いうならば、「忠」は武士に固有の徳であつたのである。しかし維新以来、「何種ノ人民ニ拘ハララス軍籍ニ列スルヲ得ルニ至リ」、「今ノ軍人タル者ハ、縦ヒ世襲ナラストモ武士タルニ相違ナシ」として、農工商三民に対しても「忠」が強要されるのである。しかしこのような「忠」を三民が直ちに受け入れ得るだろうか。これを果そうとするのが「教育勅諭」の役割である。

三民を含める軍人であればこそ、「軍人訓誡」は、軍人が平生の心得るべきことを懇切に訓誡している。恭敬(尊崇)、従序、親懇、丁寧、兇暴争闘の禁止、和諧、規則指令の遵守、皇上奉戴、嚴肅端正、理非曲直等、卑近な例をとつて、各自の職分を全うすることこそ軍紀嚴正の根源であることを述べている。

二

陸軍卿山県有朋の名で以つて配布された「軍人訓誡」の執筆者は西周である。⁽³⁾日本に哲学を移植した西周は、明治軍制の建設に従事した点でも大

きな足跡を残している。

西周の「兵家德行」⁽⁴⁾は、軍人、特に将校、の守るべき道徳、即ち軍人精神、を軍人のために説いたものであるが、それは成立の基礎・構造の異なる平常社会（市民社会）と軍人社会（軍隊）との対比をなしているところに特色がある。それはいうまでもなく、軍人精神と市民道徳の対比を示めすものである。

「德行」とは道徳の字義から出たものであるが、道徳が兵隊にも切要だということであり、「兵家德行」とは軍人の道徳ということである。軍隊が真に成立するために必要なことは「節制ノ法備ハリ、德行ノ道立」つということ、即ち、規律と道徳が不可欠だということである。「軍秩ノ制」(軍隊)は官階等級の差別ある社会で服従が原則であり、平等を原則とする「平常社会」(市民社会)と根本的に異なる。

平民市井の人にあつては、「民権家風」、「状師家風」、「貨殖家風」という三特性がある。民権家風とは圧制に抵抗する人民の自治自由の精神であり、状師家風とは、自己の権利を貫く弁護士の精神であり、貨殖家風とは、商工の事に従事し貨利を殖する精神である。これが市民社会の原則であり、これを正当必然と認めるのが市民の道徳の根底にある。これに対して、軍人の道徳はこれら市民道徳を否定する「忠良易直」にある。

これらの軍人道徳を「忠君愛国」の倫理に収斂させていくのが、「軍人勅諭で」ある。

「軍人勅諭」(明治十五年一月四日)は、その前文は「我國の軍隊は、世々天皇の統率し給ふ所に所ある」と述べ、兵制の沿革を示めすと共に、「朕は汝等軍人の大元帥なるぞ」と宣している。以下、「忠節」「礼儀」「武

勇」「信義」「質素」の五ヶ条について、各々説明を付している。それらの徳目は何れも国民の一般的な美德であり、特に、忠節、武勇、信義が特に軍人に重要だとされている。しかも後文では「天地の公道人倫の常経」ということが強調され、その上で「汝等軍人能く朕か訓に遵ひて此道を守り行ひ国に報ゆるの務を尽」すことを求めている。「軍人勅諭」に、初めて「臣民」の語が一度だけ現れている。ここに至って、軍人の道徳と国民の道徳の間の連続が示めされるのである。

武士にのみ求められていた「忠」が、広く四民全てに求められることは、「忠」の向けられる対象が変わるだけでなく、「忠」が求められる側も全く変わったということを明確にしなければならぬ。

江戸時代にあつては、「臣民」という呼称はない。幕藩体制を構成する基本的構造は、武士身分の間の主従関係である。主たる「君」(君主)は従たる「臣」(家臣)に恩(土地・禄米)を与え、臣は君の恩に報いる報公(忠)をつくすのである。將軍—大小名、大小名—有力家臣、有力家臣—家臣の間に成立するのが、君と臣の関係である。君と臣という武士階級の統治の対象であり、年貢・運上等の貢納の責務を有したのが「民」である。幕藩体制は、君、臣、民の三者からなる身分制であった。これに対して、幕藩体制の枠外にあつた天皇と公卿の関係は君・臣の関係であつたが、統治の対象である民を持たなかつたところである。要するに、江戸時代には、天皇、將軍、大小名、有力武士という四種の君が存在し、その各々が臣を有し、従つて四種の忠の対象があつたのである。天皇を除く三種の君臣が民を統治していたのである。⁽⁵⁾

明治維新は、君は天皇のみであるとするとするものであり、その他の君、臣、

民の全てを「臣民」という新しい概念に包括したのである。従って、全ての日本人は天皇の臣民となることよって、共通、一様の忠を求められることになったのである。しかしそこには、忠の何たるかを知っていた武士階級にとっては様々な封建的特権を喪失するという挫折感があったであろうし、忠と全く無関係の内であった民は、新しい忠の構造の中に取りこまれることになったのである。

君―臣民という新しい枠組の中に、臣民をどのように位置づけるか。これをめぐる議論が「自主愛國」か「忠君愛國」かの選択であったといえる。かつての武士社会における忠は、恩という具体的な裏づけがある、それなりに理解可能なものであった。しかし今求められる忠は、皇恩という語りそ用いられるが、具体的裏づけのないものである。その限りで弱いものであるといわざるを得ない。その弱さを補強するものが、神話に迄さかのぼっての遠い昔からの皇祖皇宗の皇恩を説く擬制家族的國家観である。天皇と臣民の関係を天皇と赤子との関係におくように、忠と孝を一本とする新しい倫理の提唱である。「それが、汝臣民父母に孝に」という呼びかけから始まる「教育勅語」である。その意味での臣民概念が赤子概念を含むものである限り、「明治憲法」が示めすように、天皇―臣民の関係を天皇―国民の關係に論理化する道はなかった。

三

武士社会における臣の忠は、具体的な恩との互酬的なものであり、様々な形で示めされた。単に戦闘に参加するだけでなく、君の過誤に対しては諫言することもあった。しかし臣民の忠は具体的な裏づけをもたぬ

限り、一方的な關係であり、抽象的理念でしかない。従って国民教育を通じて、常に、強化され続けねばならず、そこには最早、諫言というような形はあり得ない。「教育勅語」發布以後、「忠君愛國」に関わる一切に対して、諫言は行い得なくなっている。あるいは少しでも抵触すると思われることを否定する状況に陥っている。それは具体的には「不敬事件」として具体化している。「哲学館事件」もその様な状況の中で起ったものである。日露關係の悪化する中で、より強く「忠君愛國」の倫理の確立が求められる時期のことである。

哲学館倫理科の卒業試験は「中学校師範学校教員無試験検定」を兼ねて行われた(明治三十五年十月二十五日―三十一日)。「動機善ならば悪なる行為ありや」の設問に対して、動機善ならば悪なる行為はないという趣旨の答案を書いた学生がおり、その例として「否らずんば自由の爲めに弑虐をなす者も責罰せられる」ことになることを挙げた。この「弑虐」の文言を見出した立会の隈本有尚視学官が出題者中島徳蔵講師との「数分間の雑談」の折、(1)教科書の著者ムアアヘッドの「主義」に批判を加えたか、(2)星亨を暗殺した伊庭想太郎の所行はどうか、(3)動機善ならば弑虐も悪ではないのか、(4)「クロンウエル」の所作も是認するのか、と問うた。これに対して、中島講師は、弑虐も絶対に不可という訳ではない、非常の場合にはその動機が善ならば認められることもある。我国ではそのような不祥の例はないが、西洋では「クロンウエル」の行為は歴史家も認めている、という趣旨の事を答えた。

数日後、「哲学館の倫理は国体に合せざる不穩の学説」「卒業生に検定免許を与えない」の風聞が流れた。もとより文部省から流れたのであるから、

中島講師は文部省に隈本視学官をたずね、井上円了館主も同僚の湯本武比古講師も人の知る如く、「持論が、忠君愛国にある」ことを述べ、誤解を解こうとした。次いで面会した文部省普通学務局事務取扱岡田良平の「動機善なれば弑虐を為すも可なりとは不都合ならずや」の問いに接した。

それに対して、理論上そういわざるを得ない、例えば、倫理的にいつて自由が最高の目的だとすれば、その最高の目的である自由のためならば、非常の事も非常の場合には止むを得ない、ム氏は自由を最高の目的となし得るところから、問題の引用（自由の為に弑虐云々）を認めるのである、と述べた。また「我国に於いては不都合な引例ならずや」の問いに對して、これは単なる理論の説明に供したまでであり、我国では實際にあり得ぬこと、だと答えている。

更に、中島講師は山川健次郎検定委員長に面会し事情を説明したが、「ム氏」の教科書中に、件の如き引例があるのを何の批評もせずそのままにしていたのは、不穏当なところでなく、大不都合である、と云いわたされる。

以上のことに共通していることは、「弑虐」の語に特別の関心を寄せていることであり、君主の殺害を肯定するような箇所を無批判のままに放置していることを問題視していることである。

しかし中島講師の弁明、説明にも拘らず、文部省は、「貴館教育部第一科ノ倫理学ニ於テハ動機ト行為トノ關係ニ付キ如何ナル趣旨ニ依リ教授セラレ候哉」の照会を哲学館に送付（明治三十五年十一月十七日付）し、次いで、哲学館に對し検定免許の取り消しの通告（十二月十三日）、受験生に對して無試験検定に不合格の通知があった（三十六年一月二日）。

四

文部省が示めた無試験認定取消の理由は左の通りである。

- (1) 倫理科教授が処分の主因であつて、設備等の為めではないこと。
- (2) 教科書は国体上不都合なことを含んでいること、もし卒業生が、中学校師範学校で教育するならば容易ならざること、

- (3) 教師が不都合なる考を有していることは、

イ、哲学館より文部省に提出された書類及び中島講師が哲学館に提出した書面、

ロ、生徒の答案が不都合の文句を引用していること、

ハ、不都合な文句を引用した生徒に最高点を与えたこと。以上のことを

総合して考えれば、倫理科教授に不都合があることは隠し得ず、従つてこのような教師を聘用した哲学館の罪は、むしろ閉鎖を申しつけるべき所であるがかねて同館の内情を察するので、認可取消の命令に止め置くものである。

- (4) 倫理科主任教授は引責辞任が当然である。

また、文部省は中島講師に大略以下のことを口頭で述べたといわれる。即ち、文部省は「ム氏」の主義学説を不穏当とは思わないが、「自由の為め弑虐云々」の文字があるのを批判も抹殺もせず、特にその大不都合事であることも注意せずにそのまま教授するという罪をおかしたことは明らかである、と。

以上は、事件の当事者である中島徳蔵講師の伝えたものである。⁽¹⁾隈本視学官、文部省当局者とのやり取りの中で、中島講師が不審とすることがある。隈本等の発言は一つにかかつて「倫理科教授に不都合あるは掩ふべか

らず」ということにある。そうであるならば、処分は中島一人の論旨退職に止めるべきであるのに、

(1) 問題の答案を書いた学生もそうでない他の学生も不合格となった、

(2) 次年度以降の卒業予定の学生は、未だ「ム氏」の不都合といわれる引例を教授されていないにも拘らず、認可取消に会い受験資格を喪った、

ところである。

「自由の為に弑虐をなす者」「溺死に瀕せる人を救へる暴君」等の文言はテキスト記載のものであり、解答者はその文言を忠実になぞったものである。解答者の思想を示めしたものでない。しかも文部省はテキストに批判を加えずに講義を行なった教師こそが「不穩当、大不都合」で罪ありと

云いながら、更にテキストを無批判になぞったことが罪あるかのようになされた。かかる教師を聘用し居れる哲学館の罪は「哲学館の倫理は国体に合せざる不穩の学説」を講じたということに飛躍し認可取消になった。取消は在学生及び将来の入学生に関わることからすれば、哲学館に学んでいること或は学ぼうとすること自体についての処分であるといえるように拡大されている。「閉鎖をも申付くべき所」といわれるほど哲学館の罪は重いのか。「認可取消」に処分を止めたという特別な恩情は何であるのか。中島徳蔵にとつての不審、というよりも世間が抱く不審は大きくなって行くのである。「国体上不都合なる、軽からざる不都合事を含有」すると断ぜられたのと同じのテキストを使用している大学等を文部省は全く問題にしていなしいし、それらの学校での講義に当たる教師がそれぞれに批評を加えたか否かについても問わない。同一教科書に依って倫理学を学

ぶ者が全て「中学校師範学校にて教授せば容易ならざること」になるのか

も問われていないのである。

以上のように中島徳蔵が不審として糺そうとする処分の理由の不透明さが問題を大きくして行くのである。その不透明さの根底に「忠君愛国」の倫理の問題があると世間の人が一般に感じているからである。即ち、「縦令或る文部省当局者の弁するが如く、単に一個教育行政上の問題なりとするも、又縦令多数識者の唱ふるが如く、全くこれ倫理学説上の問題なりとするも、共にその皇室の尊嚴と国体の精華とに關する大問題」であると捉えるむきが多く、そしてそれに連動して、事は「皇室若くは国体に関するものある毎に、必ず学者の不敬を以て罪せられる」という事実が想い起こされるからである。

文部省の処分理由が、哲学館主代理(井上円了は洋行中)として行なつたこと、教授した事項、自ら無罪と確信している事項に關する以上、中島徳蔵は「黙々に附する」ことは正義に反するとして、「哲学館事件及び余が弁解」を発表した。中島は事実経過を述べると共に、先ずこの事件を文部省の教育行政の問題として、その是非を世間に問ひかけて行くのである。中島徳蔵講師の問ひかける問題。

(A) 高等倫理教育(高等師範程度)上の問題。

「ム氏」倫理学書のうち、問題箇所を「批評せず抹殺せず、或は特に其不都合たるを知らしめず」に教授することは、教師の不注意であるか否か。

(B) 教育行政上の問題。

(1) 前問題に關して教師に不注意があるとしても、それは更に学校が監督不行届として重く罪せられる程のものか否か。

(2) 文部省は平素巡視等を行わず、卒業試験に初めて臨場して発見した教

師の一不注意事件を以って、直ちに認可取消を断行すべきであるか否か。

(3) 教師の一不注意に関して卒業生を不合格にせざるを得ぬのか。また、その不注意と関係のない自今の卒業生に対しても認可取消を必要とするのか。

(4) 不注意を犯かした教師を諭旨退職させるべきか否か。

(5) 文部省の今回の処置は、公私立学校監督上、不公平または不行届はないか。例えば、これまでに、今回以上に教育上危険と思われる主張がなかったとは断言できないこと、同書を読んだ者も一度として不都合事を含んでいると注意されたことがないこと、不都合を含んでいるとしたら検定委員も注意する責任があること、注意していないなら今回為された処分と同様の責任はないのか。

(6) 今回の処分は過酷と思われるので、文部省に対して邪推を抱く余地がある。

イ、隈本視学官は平生、「ム氏」倫理説を排斥している。ム氏は自我実現説であり、「弑虐者は弑虐者たる自我を実現するを以て善なりとす者」と誤解し、「ム氏の意を生徒に講授」したと信じている。

ロ、文部省の真意は、教師の不注意事件にあるというよりは、ム氏の学説の排斥にあるのではないか。

(c) 文部省は不都合を記した答案に高点を与えたことのみを指摘するが、点数は問題となつた一問によつてのみ決定されるのではなく総合的に判定されるのであり、しかも米國大統領を例にとり、これに危害を加えるのを不可とした他の学生にも高点を与えている。文部省は答案全部を精査して意見を述べたのではない。

(7) 文部省の教員検定の方法は適切公平か。

イ、年一回の学力検定では人物性向を知り得ない。三年間の教授訓練監督に優るものはない。

ロ、公立私立の扱いに差がある。

ハ、常任検定委員の中に倫理の専門家がいない時、倫理に疑義を抱くことなく処分するようなことが起るときどうするのか。

以上の事を、中島は直接的には文部省に対して、間接的には世人に対して問ひかけたのである。この問ひかけをなした後で、自らの見解を、「高等倫理教授に関する余が弁明」に托して述べるのである。

事件が起つた当初は、隈本視学官の言う所の「自由の爲めに弑虐云々」の引例を不都合とするのみで、文部省を初め識者は「ム氏」の学説を非難する者はいなかつた。「ム氏」の学説は自我実現を至善とするものである。それは個人的には自由、社会的には社会の秩序、秩序を離れぬ自由、自由を離れぬ服従である。この意味での自由のために、人は時と所との宜に従つた行為の方針を定めるのである。いうならば、自由は人の最上目的であるが、人はそれを抽象的に言うだけである。これを實際に應用して道德律を作る時、特定の国家、特定の社会、特定の歴史等を参酌しなければならぬ。即ち、「ム氏」は時代、場所を通じて常に固定的画一的な道德律の存在を認めないのである。

これに対して直覚論者は、例えば正直であれという道德律を絶対に遵守すべき行為の規則というが、「ム氏」は盜賊に虚偽を語ることを認めて、直覚論者に反対するのである。至善が我々にとって最大価値であるとすれば、この最大価値のために、時と所によつて、為すべき行為は千種万様で

ある。それ故、自由の解釈次第によっては「クロンウエル」の弑虐を是認することを憚らぬところである。勿論、このことは、非常の場合の、非常の人の事であつて平時のことではないのである。又、秩序が整い、自由が暢進した現在の英国では実際の時事問題として、「ム氏」も前述の様な事を認めるものではない。もし現在の英国で社会秩序の全体を破壊するような事を積極的に発言するならば、危険の説、不敬不忠の主張であつて、英国政府がいか言論思想の自由を許したとしても、この様な行為を許すべくもなからう。「ム氏」の論述はあく迄も理論的であつて現在の英国や日本に革命を認めるものではないのである。

五

倫理学はもとより、学として理論的研究を行なつて抽象的真理を立言するものである。抽象的真理は最大要義を明らかにするため特別な差別相を没却させて得るところのものであり、その性質は通的、平等的、無差別的である。それは實際界に直接に実現されねばならぬ具体的な理想ではなく、ただ健全な具体的理想を構成するために、人生目的の最要義を知る必要がある、抽象的真理の研究が必要である。倫理学の本質論が専ら扱う抽象的真理は各人が与える任意の内容によつて奇妙な結論に達することもある。例えば「ム氏」は自由のためには非常手段を是認し、私意によつて社会秩序を根本的に破壊し得ると解釈するところである。「ム氏」は「唯だ理論上、『今』の思想を去り、『此処』の思想を去り、其他一切の差別相を去りて、暫く自由でふことの倫理學上重要な觀念たるを明らかにしたるまでのこと」と述べて、「ム氏」の倫理説はあく迄も理論的、抽象的であつて、

現実社会の問題に直接関るものでない事を強調している。

抽象的真理は有機的組織として批評されれば、それが危険であるか否かが判断され得るのであるからその片言双語を捉えて論議すべきではない。それを行なう者は、学者に対して危険をもたらすもので、俗人の邪推的解釈というほかはないのである。倫理学説が教育上有益であつても、抽象的真理の中には俗耳をおびやかすものがある。

加藤弘之博士は倫理の真理を「利己」に認めている。ということは、人生目的の最要義は自己のために謀ることにある。これを邪推して「利己が真理なら、他人、社会、国家はどうなるか」の問いを立て得ることになる。また、人生の最要義を「大我」に認め、現象上の理想を追求するという井上哲次郎教授の主張を邪推して、「實際の我々は小我なり、小我を棄てよ、現実を重んずる勿れと言はば、現実の中には社会あり、国家あり、皇室あり、従つて社会国会皇室を軽んぜよと云ふにあるか」と言うべきなのか。井上哲次郎教授の説は經驗的でなく、その理想教も国家主義ではない。これを不敬不忠と言うのか。抽象的真理に対しては短絡的な邪推を排さねばならぬのである。

「ム氏」の引例はただ「クロンウエル」を罪ありとしなかつただけであり、非常事件を理論上認めたままでのことである。それによつて、英人として英王室に対して不敬不忠と邪推されるべきものではない。しかもそのような「ム氏」の書を講ずるとしても、国体、歴史を異なる我国に於いて、「クロンウエル」と同じことを認めるものではないことは当然なことである。

「ム氏」の書を講ずるに当つて、問題の箇所の不都合に気づかなかつたのは事実であるが、記述されている抽象的な文言に、「日本の皇室」という

語が加えられた瞬間、初めて、「恐れ多きこと」と感じ、大不注意ではないかと疑った。平生、忠愛の思想感情を有しているが、またそうであるからこそ、当該箇所は外国のことであつて忠愛の旨に異なることに気づかなかつた。その箇所を読んだ時、カーライルの『クロムウエル論』を想い出したが、このことを皇室に擬することもなかつた。このことは何故か。抽象的に思惟する時、不穩を感じず、具体的に意識する時、不穩を感じるのは真に忠愛心を有するの証拠だと、心理的経過を説明する友人の言に慰めを得たところである。

抽象的な語は単に抽象的に止まり、理論的にその文句を了解する時に、必ずしも特に「今、此処」に引き当てて考えないのは、むしろ健全な常識ではないのだろうか。

また、受験生の答案に記された不都合の文句も、教科書に述べられてあつた抽象的概念の記憶であつて、生徒の胸中に我國の今に及ぼして考慮した形跡はさらになく、不穩を感じてはいない。しかしこの一枚の答案を以つて直ちに、哲学館生徒が国体上不穩危険の考えを有すとの断定をするのは邪推でなければ、「大早計」といわざるを得ないところである。

以上のような中島の批判あるいは攻撃に対して、当事者の隈本視学官はごく簡単な弁明を読売新聞に寄せた。

試験の顛末について、「ム氏の倫理書に少しも説明を与えず原書の儘教授するのは穩当ならぬ」旨の上申をなした所、文部大臣は参事官、倫理学者に諮問して、「ム氏の倫理を完全な倫理として、而かも将来教育の職に當る者が、其主義を執るに至つては穩かならず、且講師が氏の倫理書を其儘講じて解説を与えざるは、注意を欠きたるもの」との答申を得て、無試

験検定の認可取消に至つた、のだと述べた。

そして、個人的には「教授法を改正すれば、認可を取消すにも及ぶまい」と思っていたが、「若し目的が善ければ手段は構はぬとすれば、伊庭想太郎、島田一郎、来島恒喜、西野文太郎の行為も非認されぬ訳となり、日本の国体上容易ならぬにもなり」、文部省はこの事を重大過失と認めたのだと述べた。⁸⁾隈本は国事犯とされた多くの暗殺者を列挙することを以つて、自論の正当性をはかると共に、責任を文部省に転嫁するのであつた。

六

隈本視学官の談話に対して、中島は直ちに反論した。⁹⁾それによると、文部省は隈本視学官が適當と考へた以上の苛酷処分を行なつたことになる。

しかも当初、文部省は一個引用の不都合を咎めていたが、「今にして始めて其学説の不穩当を罰」するを見るに至つた。更に文部省は「ム氏」の学説に対して、「特に専門家の鑑識を経たりと称す。何ぞ其れ視学官の心事の公正にして、文部省の処理の周倒遺憾なきに似」ているのはどうしてのことなのか。

文部省は「要はただ其学説の当否鑑定の問題」とするかもしれないが、隈本視学官の見解と、偶然に「ム氏学説上の鑑識を同うしたる者は誰れなるや」という問題が生ずる。學術上の説明、鑑定内容を社会に公表すべきではないのか。しかし、この鑑識者が公表されぬ以上、「学者としての隈本君を以て」擬するしかない。同君の「ム氏」学説論は全く誤りといわざるを得ない。ここに至つて、中島は、隈本視学官が「ム氏」の自我、動機について誤解、志向についての曲解、直覺説についての誤信、を論破しよ

うとするのである。

(1) 隈本は「ム氏」の自我実現説を、弑虐者が弑虐者としての自我を実現するものと教えている、と見ている。自我実現説のいう自我は、社会的、理想的な自我であって、個人的、現実的な自我ではない、ということとを知らぬからである。我意を以って他の学説を曲解し、曲解を以って他を法に委ねるような事を何といふべきか。

(2) 隈本は、動機善ならば行為も又善だと説く「ム氏」が伊庭想太郎等の行為を是認するものときめつけている。しかし「ム氏」の動機善とは、孝のために盗みをするというような「主観的な感情の殊勝」、換言すれば「心の善さ」の如きものではない。動機が善というためには、社会的、理想的な自我が許したものでなければならぬ。社会的自我とは「社会に歴史的秩序として顕現する理我真我大我」なのである。その動機論が社会の安寧秩序に害があるというのは誤解の極みである。

(3) 「ム氏」の教科書には、「志向」が悪でもよいとか、手段は何でもよいと述べる論旨も文言もない。自由の為云々の引例の如きは、目的の如何を問わず、直にその外形によって道德的功過を定める者の誤ちを論じただけである。「ム氏」の云う動機は目的であり、その中には早晚実現される諸種の結果の観念を含んでいる。もし学説が社会に危害を及ぼすものであるならば、それは「ム氏」の学説ではなく、外形にのみ拘泥する隈本の説ではないのか。

(4) 隈本は直覚説に立つ、あるいは少くなくとも高等師範程度の教科書としては直覚説でなければ危険だとするものである。正直は絶対的な命令であり、殺人を罰するのも絶対的だというものである。それは「ム氏」

の如き目的説を否定する所から必然的に結果したものである。理性は目的の如何によって、表面的に同一に見える行為が、あるいは善、あるいは悪となることの真理を認めることにはないのである。それ故、動機目的の如何を問わず、殺人は殺人なるが故に悪だといわざるを得ぬのである。伊庭等が殺人の故に悪とすれば、楠正成も同じく悪といわざるを得ぬ。

この簡単な方法にこそ問題があるのである。これこそ、隈本が丁酉倫理会で直覚説について述べたことである。この直覚説の危険を示めしてみせよう、という。

戦争は絶対的に悪である。

天皇は戦争をすることがある、

故に、天皇は悪を為すことがある。

これは「国体上容易ならぬ事」といわざるを得ない。隈本視学官の発言を真として文部大臣は哲学館教授の倫理学説に罪ありとしたが、隈本視学官の依拠する学説も「大不都合」を含むのであって、このことから見ても、哲学館に対する処分はその実、「冤罪」といふべきである。責任を明らかにすべきである。

中島の、当時としては全く大胆な反論に対して、文部省は簡単な説明を行なった。¹⁰⁾

哲学館の認可取消に関しては、些細な過失により私学撲滅を講じたものという世人の誤解があるようである。今後とも国家に危険な倫理学説を唱導していると思われることがあるならば閉鎖を命じて行く。今回、そのようにならなかつたのは、「単に一個の不注意、過失と認めた」ためである。文部省としては「ム氏」の著書を教科書として許可した事実はなく、教

科書を採用する際には認可学校が届出ることになっているが、哲学館から届出られた事実もなく、そのこと既に「成規に反」している。訳者の桑木氏は第一版では原書通りのままにしているが、第二版以降では当該箇所を不穏当としたためか抹殺改訳している。その事を知らぬ哲学館は「既に過怠の責あり、之に加ふるに教授上の不注意」がある。認可取消は「苛酷の処置に非ざる」と信ずるものである。中島講師との間で行われている隈本氏の発言は「隈本有尚一個の議論」である。文部省の発言は、「国家に危険」な思想に関しては断乎たる態度をとるということを明らかにしたが、現在の問題については、ただ「不注意」と指摘するのみであった。

七

文部省の「弁疏」に対して、中島は反論する。⁽¹⁾

文部省は、哲学館が教科書採用に当って過怠、不注意があり、認定教科書の如きものは存在しないという。この事は事実である。しかし、認定こそ受けてはいないが、「ム氏」の翻訳書を教科書として用いる学校も多く、それを用いて検定試験に臨んで、しかも何らの注意を受けずに及第した者も多いのも事実であるから、文部省の承認を得ているといえることも事実といえる。同書が不穏当危険というならば、それを承認あるいは黙認している文部省も自らの責任を問うべきである。何れにしても、今回の処分の理由として文部省が述べることはその前後によって異なるし、強調点に違いがある。文部省の当初の詰問は「哲学館に於ては動機と行為との関係を如何なる趣旨にて教授せられしや」ということであつた。従つて、そこでは「動機と行為」の關係の意義、内容を答めるのみであるかのようにである。

ここでは教授法、引例について詰問していない。不敬不祥という問題となつたのは、文部省の照会状を超える何かに依つてであり、それについては文部省がその理由を明らかにすべきである。しかし今や問題は、文部省が述べることの根底にある「皇室国体」に対して不穏危険な学説ということの事を研究すべきではないということである。ここに至つて、哲学館事件は一学校の倫理教授の問題ではなくて、文部省の教育行政、倫理と国体、倫理の原理を問う問題となるのである。

中島が先ず問題にしたのは「自由」である。文部省当局者が「弑虐」が肯定されるとして指弾するのは、「自由の爲めに弑虐は恕せられる」という時の「自由」に関わるからであり、更にこの自由をフランス革命流の自由、甚しくは我儘自由、と同一であると解するからではないかと中島はいう。しかし誰が、憲法法律道德律等を遵守しない自由を自由であると説く者があるうか。倫理学が説く自由はそれとは全く異なると云う。

中島はあく迄も倫理学の枠組みの中で、激しく文部省及び隈本視学官を批判して止まない。しかしこの両者の応酬を見て、議論に参加する者も現れて来る。その中には推測だけを語る面白半分のもの、文部省の専横の非を鳴らすもの、時代背景の中にある忠君愛国の倫理を問うもの、全く倫理学の原理論のみを述べるもの、様々な参加の仕方がある。しかし、「哲学館事件」という名称が定着し、それは倫理問題に関わるという点では一致しているように思われる。

一私学教師にすぎぬ中島徳蔵が文部省に対抗して行くには、この事件の不当性を多くの人に知らしめ、世論を味方につける以外に道はなかつたのであろう。それ故、中島は当初から新聞に於いて議論を展開したのである。

また新聞の多くはその創刊以来、反官、反政府の感情が強くなり、政治的傾向が強かったといえる。国内状況は日清戦争の処理をめぐって政党活動も盛んで、小党合同分裂が相次いで、ようやく憲政党、政友会の二極に収斂する一方で、普通選挙請願運動、増税(酒税、砂糖税等)反対、治安警察法令等、どれもが政争の火種であった。このような時に起こった事件であるだけに、最初に、問題に関したのは新聞社であったが、その姿勢は専ら文部省の行なった「処分」に向かうもので極めて感情的であったといえる。

頑迷不靈の文部省の今回の処分の背景には、「哲学館主井上円了氏と、文科大学長井上次哲郎氏との反目」がある。井上哲次郎は文部省の求めにより「其倫理上の危険如何の審査を為す」に当って、「日頃宿怨ある哲学館のことで、十分の審査を為さず、一も二もなく危険なりと為し、認可取消の正当」を述べたのであり、文部省もこれに盲従した、という。全く反官、反政府の悪意に満ちたものであるが、哲学館事件をこのような目で面白半分に見る向きもあることの証であるといえる。この様な根も葉もないような話であれ、新聞によって報ぜられることは世間の好奇心をかき立てるところから、直接に名ざされた井上哲次郎は自ずから弁明することを通じて哲学館事件に関与して行くのである。

井上哲次郎は、日出新聞の記事は全くの「虚構に出でたるの浮説」にすぎぬ⁽¹³⁾という。また文部省も、再度、世間に対して処分の理由を述べざるを得なかったのである。しかしこの文部省当局者の談話を載せた「時事新報」は、文部省当局は処分を正当しようとしているが、「世論の多くは、其引例をも倫理学説の研究上左迄不都合と認めざるものにして、却て文部

省が世俗に媚びて、学界に無用の干渉を加へたる」と捉えるものが多く、文部省に攻撃を加える側にある、との感触を付記しているのである。

八

次いで、反文部省の立場から文部省の教育行政の政策そのものを問うものがある。⁽¹⁴⁾当時の有力紙であった万朝報がその先陣を切った。

教科書汚職で多くの官立学校から出した逮捕者はそのほとんどが帝国大学、高等師範学校の卒業生である。文部省は私立学校に完全を求め、既得の権利を奪う資格があるのか。元来、文部省は官立学校に偏頗して私立学校を継子視している。

尾崎行雄文相は文部省慣例の偏狭政策を排して、私学を奨大するため慶応、早稲田、国学院、哲学館に対して無試験認定による教員免許状付与の特権を与えたが、尾崎文相の退任後、文部省は直ちに旧方針にもどって私立学校の迫害を始めている。先ず、官立諸学校の付属として「臨時教員養成所」を設立したことである。それは「中学校卒業生若しくは同等の学力を有する者」の入学許可、「修業二年」で免状を付与するのに対して、私立学校は「中学卒業生、修業三年」が条件である。どちらが学生にとって有利であるかは明らかであり、「私立学校を妨害せんとする意志」のあることは明白である。更に、「設備の不完全なりとの理由」を以って、慶応義塾から特権を奪ったが、今、哲学館からも奪ったのである。

文部省が認可取消の理由としたのは、「哲学館は生徒に教ふるに国体に反する学説を以てしたり、忠君愛国に戻るの学説を以てした」からだといふことであつた。「口に忠君愛国をさへ唱ふれば、甚心事は如何に陋劣な

るも、其行為は如何に醜汚なるも、立派なる忠君愛国家なりとする文部省の俗吏等が、此寧ろ大胆なる答案を見て、足下に火山の破裂したるかの如く屹驚したるも道理」であり、中島講師の弁明にも拘らず、頑迷な、「私立学校撲滅の下心ある文部省」は、取消の指令を出すと共に中島講師を辞任に追いこんだところである。

要するに今回の事件は、「文部省の十八番たる偽忠君偽愛国の主義と、私立学校撲滅の志望とが形に表はれたる一の新しき現象」であると断じ、「頑冥固陋の文部省は存在するだけの価値ありや」と述べている。その主張するところは、形式的な「忠君愛国」の倫理を強制し、私立学校が有する設立の理念をも一つの国家意志の下に統一しようとしてこれを迫害する文部省の存立そのものを否定するものであり、哲学館事件を「忠君愛国」主義の犠牲と見なしているのである。

そして同様に、文部省の今回の処分(16)の「余りにも苛薄冷酷の処置」は私立学校だからこそ為されたのだとする見解もある。更に、文部省が当時置かれていた事情から、文部省を批判したものもある(17)。それによると、哲学館の設立者井上円了の道徳に関する意見は人も知るように「寧ろ余りに頑陋なる忠君愛国説の嫌ある程」のものである。そのような哲学館に対して「国体に合せざる」倫理を教授したとする今回の文部省の処置は、「如何にも軽率の観」があるといわざるを得ない。このよう軽率が為された動機は、「弑虐」に関して「一に宮内官吏の干渉を恐怖した」ことにあるというのが真相であるという。更に、教科書収賄事件によって、文部省が激しい非難にさらされており打撃を被りつつある時、更に「弑虐」を認める様な倫理説を放置するならば、強硬派による「国体違反、不敬事件の呼声」の高

まることによつて文部省は更なる打撃を受けるであろう。それ故、先手をうつて「偕てこそ急処哲館に対して」処分を行なつたのであり、しかもそうすることによつて、教科書収賄事件に向けられていた世間の目をそらそうとしたことに他ならないのである。しかし、中島講師の処分を強行したのは何故か。このことについて、同紙は新しい情報を伝えている。文部省は中島徳蔵に小学修身の標準教科書の編纂を委嘱しており、教科書収賄事件を機にそれを国定教科書として採用することを企画していた。そのような折、中島が「弑虐」を理論的にであれ肯定する発言がなされるのは文部省の計画が挫折することを意味する。それ故、ことさらに中島を危険視するのであるが、中島には「教育勅語撤回を主張」する者という噂が一時流布していた。それは噂にすぎぬこととされていたが、改めてそれが想い起されたのである。中島は終始一貫「旧来倫理教育上の病弊に対して、氏が時流以外の意見を持せしことは事実」であり、「自主愛国」派と目されたためであり、中島の危禍が今に始まつたことではないことを明らかにした。

教科書大疑獄事件に対して、何も矯正的方策を実行せず依然として其の職にとどまり、責任をとらぬ文部省官僚が、今回のような「瑣々たる一小事件」に関わる限り、さらに「文政の頹廢、風教の紊亂」が激化するだうと主張するものもある(18)。

九

哲学館事件は、また、学問の自由、学問の独立を問い直す契機でもあつた。(19)

大阪朝日新聞は、哲学館事件の状況を「学問の独立」を脅すものと捉えて論じている。今日の状況は「動もすれば官権の下に学界を蹂躪し、私立を虐待する」かのようである。しかし「学問は理想なり、決して現実の下に奴隷たらし」めてはならぬものである。大阪朝日はこの視点に立って、これまでに哲学館事件を報じた各新聞の記事内容を簡単に紹介し、東京毎日、万朝報、東京朝日の報道の基調は「文部省が中島氏の不注意を罪せし点」にあり、読売は文部省の本意が「ム氏」の学説を罪するに在りと伝えている、と要約した。これらの論点からすれば、官吏が謂れなき威迫を学界に加えているのは明らかだとして、大阪朝日は「学問の独立」が害されているというべきだと主張する。そしてその様な「学問の独立」を侵害することが起り得るのは、「国民一般が抽象理の世界的なる事を解せざるに由るもの」だとして、「日本国民思想の欠陥」を批判し、学問の絶対的独立を確立するためには「官吏の干渉を排するような「日本国民の覚醒」が必要だとした。

学問の独立を保障すべき文部省が、それに反して、「ム氏」の書に批判を加え、或いは削除を求めるが、「日々欧米より輸入し来る書籍に向つて、尽く厳密なる検閲をなすの必要を生ず」るが、そのようなことは物理的に不可能であるだけでなく、検閲制度に道を開くことにならう、という。

また、忠君愛国の道德教育が形式化していることも批判されるに至った。⁽²¹⁾ 即ち我国の教育家は口を開けば忠孝を云々する。忠孝を口にすることが教育家の唯一の使命であるかのようにである。これらの教育家たちの忠孝論の前では、全ての日本人が「其人の如何を問はず、悉く之れの為めに制せられ、何事を措きても先ず第一に之れが下に奉仕せざるべからずとなす」こ

となる。忠孝の教条化、形式化は、日本人の筆舌の自由を奪っているといふべきである。

そして、特に倫理の教育に従事する学者は直接に、形式的な忠孝論、国体論に関わるので、自由に研究し発表することが妨げられることが多い。「一時一部の人の人氣に投せんが為め、入らざる処に国体論を持出して、学理の研究を妨害」している。⁽²²⁾ 「往々固陋なる偽忠君旨義に抛り、政府を以て学界を迫害するの状」があり、「国民の氣宇を偏狭にし、雄大の氣魄を失はし」めている。⁽²³⁾ 「思想信仰に対する脅迫干渉」(「無理と道理」松陽新聞)、「異端征伐といひ得る」(「哲学館事件と文部省」六合雜誌)、等の記述は何れも「忠君愛国」主義が形骸化し、それに依つて国民の思想信条を束縛していることを指摘している。そして、形骸化した忠君愛国を「偽忠君偽愛国」と捉え直しているのである。

註

- (1) 『明治文化全集26巻、軍事篇・交通篇』所収。吉野作造の解題によれば、山田顕義は明治四年、欧米視察の岩倉具視一行に従い、帰国後提出した建白書で、明治六年頃執筆と推定される。
- (2) 同前書所収。明治十一年八月達示。同年十月配布。
- (3) 「軍人訓誡草稿」『西周全集第三巻』所収、宗高書房、昭和三五年、参照。
- (4) 陸海軍将校のクラブとして発足した偕行社での講演。明治十一年二月以降四回にわたる。十一年十月に印刷され、「軍人訓誡」と共に広く陸軍内部に配布された。
- (5) 副田義也『教育勅語の社会史』有信堂、平成九年刊、六八頁参照。
- (6) 哲学館事件に言及する新聞では「ムアヘアヘッド」、「ミユアヘアヘッド」、「ム氏」など不統一に表記されている。本稿では以下「ム氏」と略記することにする。
- (7) 中島徳蔵『哲学館事件及び余が弁解』『哲学館事件と倫理問題』清水清明

編、文明堂、明治三十六年三月刊。

- (8) 読売新聞、一月二十九日、同前書三〇頁。
- (9) 「文部省視学官の言果して真ならば」同前書、三一頁。
- (10) 「文部当局者の弁疎」時事新報、二月十六日、同前書所収、三九頁。
- (11) 「文部当局者に告ぐ」同前書四二頁。
- (12) 「哲学館問題の裏面」日出新聞、二月二三日、同前書五五頁。
- (13) 「寄日出新聞一書」二月二三日、同前書五七頁。
- (14) 「哲学館認可取消処分理由」時事新報三月一日、同前書五八頁。
- (15) 「頑冥固陋の文部省」一月三〇日、二月一日、万朝報、同前書五九頁。同記事は上「私立学校撲滅の手段」、中「又も偽忠君偽愛國説の犠牲出す」、結論からなる。
- (16) 「哲学館事件」東京朝日新聞、二月一日、同前書六九頁。
- (17) 「教育界の一問題」毎日新聞、二月一日、同前書七三頁。
- (18) 「文部当局の頑迷」中央新聞、二月二日。
- (19) 「学問の独立（哲学館事件に就て）」大阪朝日新聞、二月九日、同前書七七頁。
- (20) 「文部省の狭量」日出新聞、二月九日、同前書八二頁。
- (21) 「形式教育の大弊害」愛媛新聞、二月十九日。
- (22) 「哲学館事件について」時事新報、二月二七日、同前書八九頁。
- (23) 「学理に対する政權の迫害（教育上に於ける偽忠君の弊）」中国民報、同前書九三頁。